

社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ひまわり 入所契約書

入所者様（以下、「入所者」という）と社会医療法人愛仁会が運営する介護老人保健施設ひまわり（以下、「当施設」という）は、施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 当施設は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、当施設において、入所者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目的として施設サービスを提供します。

2. 当施設は、施設サービス提供にあたっては、入所者の要介護状態区分及び入所者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、入所日より要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに利用者から更新終了の申出がない場合、本契約は当然に更新されるものとします。

3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 当施設の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務体制等は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

（施設サービス計画の作成・変更）

第4条 当施設は、当施設の介護支援専門員に入所のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を遂行するよう指導します。

2. 担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、当施設の他の従業者を協議の上、施設サービス計画案を作成し、これを入所者及びその後見人、入所者の家族または身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

3. 施設サービス計画には、当施設で提供する施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載します。

4. 当施設は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従いサー

ビス計画の変更を行います。

5. 当施設は、前項の定める施設サービス計画の変更を行う際には、入所者及びその後見人、入所者の家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

(施設サービスの内容及びその提供)

第5条 当施設は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、入所者に対して施設サービスを提供します。各種施設サービスの内容は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

2. 当施設は、入所者に対し、前条により入所者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、入所者がある能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
3. 当施設は、入所者の施設サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。
4. 入所者及びその後見人（後見人がいない場合は、入所者の家族または身元引受人）は、必要がある場合は前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、閲覧及び謄写は、当施設の情報開示手続きに沿って行うこととします。

(身体拘束及びその他の行動制限)

第6条 当施設は、入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しません。

2. 当施設は、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合当施設は、事前又は事後速やかに、入所者の後見人又は家族（入所者に後見人がなく且つ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3. 当施設が入所者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、前条3項の施設サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

- ①入所者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- ②前項に基づく入所者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
- ③前項に基づく入所者の後見人又は入所者の家族（入所者に後見人がなく且つ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

(苦情対応)

第7条 当施設は、苦情対応の担当者及び、その連絡先を明らかにし、当施設が提供した施設サービスについて入所者、入所者の後見人、入所者の家族または身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2. 当施設は、入所者、入所者の後見人、入所者の家族又は身元引受人から苦情の申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはありません。

(医療体制)

第8条 当施設は、配置の医師及び看護職員に常に入所者の病状、心身の状況等を把握させ、入所者及びその家族に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。

2. 当施設、入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに別添の重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡をとる等必要な対応を講じます。

(費用)

第9条 当施設が提供する施設サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

2. 入所者は、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を当施設に支払います。

3. 当施設は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、入所者の同意を得ます。

4. 当施設は、施設サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、事前に入所者に対し文書又は電磁的記録により通知し変更の申し出を行います。

5. 当施設は、前項の定める料金の変更を行う場合には、文書又は電磁的記録により入所者の同意を得ます。

(入所者負担額の滞納)

第10条 入所者が正当な理由なく、当施設に支払うべき入所者負担額を滞納した場合において、当施設が利用者に対して2ヶ月以内滞納額を支払うように催告し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。(極度額100万円。)

(秘密保持)

第11条 当施設及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た入所者及びその後見人、入所者の家族または身元引受人の秘密を漏らしません。

2. 当施設は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、入所者及びその後見人、入所者の家族又は身元引受人に関する個人情報を提供する必要がある場合には、入所者及びその後見人、入所者の家族または身元引受人に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(入所者の解除権)

第12条 入所者は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(当施設の解除権)

第13条 当施設は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

①入所者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。

②入所者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当施設において十

分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

- ③入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、当施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ④入所者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第 14 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①入所者が要介護認定において、自立又は要支援と認定されたとき。
- ②第 2 条第 1 項及び第 2 項により、契約期間満了日の 2 週間以上までに入所者から更新終了の申し出があり又は契約期間が満了したとき。
- ③入所者が第 12 条により契約を解除したとき。
- ④当施設が第 13 条により契約を解除したとき。
- ⑤入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において入所者を受け入れる体制が整ったとき。
- ⑥入所者において、介護保健施設サービス提供の必要がなくなったとき。
- ⑦入所者が死亡したとき。
- ⑧天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用してもらうことができなくなったとき。

(契約終了後の退所と清算)

第 15 条 入所者は、この契約終了後、ただちに当施設を退所します。

- 2. この契約の終了により入所者が当施設を退所することになったとき、当施設は予め入所者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、入所者の円滑な退所のための必要な援助を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 16 条 当施設は施設サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに保険者、居宅介護支援事業所及び関係各位機関並びに入所者の後見人及び入所者の家族又は身元引受人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2. 前項において、事故により入所者に損害が発生した場合は、当施設は速やかにその損害を賠償します。但し、当施設に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3. 前項の場合において、当該事故発生につき入所者に重大な過失がある場合は、損害賠償の減額をすることができます。

(入所者代理人)

第 17 条 入所者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理で行わせることができます。

- 2. 入所者の代理人選任に際して必要がある場合は、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業

の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第 18 条 当施設は入所者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、入所者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2. 身元引受人は次の責任を負います。

- ①入所者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- ②契約終了の場合、当施設と連携して入所者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③入所者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第 19 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、入所者及び当施設双方の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本電子契約書ファイルを作成し、入所者及び当施設がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。

<事業者>	住所	大阪府茨木市南春日丘7丁目9番18号
	事業者(法人)名	社会医療法人 愛仁会
	事業所名	介護老人保健施設 ひまわり
	施設長名	磯島 さおり